共古日錄 二十七

特別
15
1413
29

特
門 イ5
號 1413
巻 29

早稲田 大學 圖書館
昨和 25.10.24
購入 求

現今大津画の画工

藤巻の鐘

續五元集所載の新錢

六古日錄 廿七

三井寺の門前に西条梶といえる産婆あり
此女大津画の画工にて大津画の原を引くものと
なく彼女が現今の大津画のかきてなりと
伝ふ西福寺の鐘は元祿十一年に改鑄せりと明暦
寛辺頃迄古鐘なせしと此鐘を藤巻の鐘とふと
諸様無かりし府なるこれに巻つきしゆえと鳴るとこれは
江都鐘銘集とて写本八巻内閣文庫にある書に記
せり

續五元集 「天和三年」

恵

ほとゝきすよし鳴原を音に啼て
穀なりて新に通室を鑄サセルり

遊女粧の古歌の碑

錦花翁の句

此錢は寛永通寶の背文字あるものをさふまて寛文三年より天和三年に至る迄江戸紙戸如濤の鉞をさふるのなり此月新に鉞を鑄られしをなし

成学觀音堂惠地にほのぐと明名の浦の高碑あり蓋雲女書とあるこれは半蔵屋の遊女粧なる者文化三年八月建しもの三田村雲龍氏にきく

藝が身は明くる程の不仕合

日錄廿二に錦花翁隆志の句なるをもて所在をしらず猶委しく三田村氏にきくに錦花翁は信德の門人にて信安の外にて京都醒ヶ井の高辻の人寶暦の始比没せりと此句猶ほ此句なり前句は此句なりしより世人にも知られし句となりこの事東廂子に記されてあるを

橋田氏生写されし納札に関する書目錄

橋田素山氏此頃天愚孔学及納札に関する書籍及藝術に書写されし一書をなされしその目錄を所載

遊名切德瑞説

納札起原　仝　二篇

睡餘小錄

耽奇漫錄

百家璃行傳

江戸名家墓所一覽

名人忌辰錄

嬉遊笑覽　巻七

春波樓筆記

宝暦現来集

松屋筆記　巻九十六

伊勢松坂の葬礼の非時の金額

近礼せぬは火事見舞ゆゑ

指示横が

[illegible]伊勢松坂の[illegible]井秋吉氏に[illegible]の[illegible]の[illegible]妹[illegible]
礼をおす家まで近辺親族會葬またら者（非時と称し
金廿世女を包み送ることすこれは元来[illegible]等の人を始き
松[illegible]ぬ[illegible]脇部をおすをの[illegible]まで非時とは[illegible]
食事外の時は脇をすむるゆゑと[illegible]を受し者は同一の金高
を香奠として贈ることせりと[illegible]非時の金高大家なるも
[illegible]松坂[illegible]なりしが[illegible]其又は非時は[illegible]とて皆
驚きしとぞ
同地まで金子其外もらいものを受けて返さぬをは火事
見舞のみなり江戸も亦同姓と覚へたり
大久保鬼王[illegible]南[illegible]定[illegible]通り（[illegible]に
江戸時代まは火なる角柱は指示の形したるもの立ち

つぼめのあるぬ

てありこれは[illegible]の内[illegible]の[illegible]内[illegible]は[illegible]ものまでそれが
[illegible]の[illegible]世人は[illegible]しが[illegible]の[illegible]
[illegible]支店のある[illegible]が[illegible]の[illegible]
也なるべし
[illegible]女人と[illegible]の[illegible]は[illegible]伊勢の[illegible]其又は[illegible]
[illegible]の[illegible]に袖の[illegible]つぼめのあまぬ[illegible]
一女人これをみてこの[illegible]伊勢の某氏の[illegible]とつぼめの
あまぬとは同じ伊勢の方言まで[illegible]
いて「つぼつまのあまぬ」といへとつぼめのあまぬとをふ[illegible]
と一女人の[illegible]の[illegible]の[illegible]なりしなりこれまで
[illegible]東京の[illegible]ぬとして返服より出し言葉なと

ツバメとは結局とふことなり

赤良評藝 故の都哥

思ふに節積の合ぬをいふにや然らばスヂツマといふべき
かずの事を辻褄などの称ある襟褄の思ひ違し積の
左右あはせて辻褄が合ぬといへるより起りしか 又何楽の詞
鍔目の合ぬといふことか ツバギワといふべきを九分九厘に違
し今一重といひ鳴呼を起すといふ所にあれか刀の
鍔のしまりと合ぬをいふならんか思ひ附きし所
をかいて識の者に揣らんとせり
附表曰 故に偏中に男女事良の書画鑑定の後寛而老
議あり
东岸郷櫻西岸色
南枝雪頭北枝春
こしらもく外面菩薩の風くらし觀音とこそいふべかりけれ
男定豊

野火留平林寺記行

大正四年三月廿六日 野火止の平林寺へ遊歩せんとて友人
婦人と停車場に集合す 電車にて
[illegible]

はんのんの咒なるかと問へば流り風邪の這入らぬ為めと云ふ
而右村茴田内と云ふせる咒を誦せしもらねど鉤鉤書者
の名の如きものなるべし國は越前とあるのは見掛を以て
はしありしを記臆す平林寺大門の入口は大名の燈示柱あり

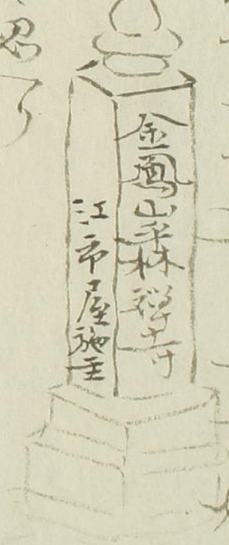

江市屋施主とあるは
江市屋施主とあるは
江市屋施主とあるは
江市屋施主とあるは
江市屋施主とあるは
あるは江市屋なるべしかと思ふ
蒼左右の樹木今は一本も無し畑地となり所れて家妹寺は
地頃廣大なる境内庭内その他始別に賞すべきものなき始は
見為されし妹樹数百本紅妹多き他にそれ程の妹妹あるを
もて者事なるはそれ迄夏間不便の地なりしなるべし

金鳳山、麦雪閣、丈山の二額及平林禅寺なる額は始末を明
候なり
川越屋の
位牌堂
よく整ひ
なる堂なり
それを添ひて
妻の(いそんが
川越屋代々の
墓地なり
それ所屋
紅妹面妹樹也みあるそれは通りぬけ畑地にあれぞ

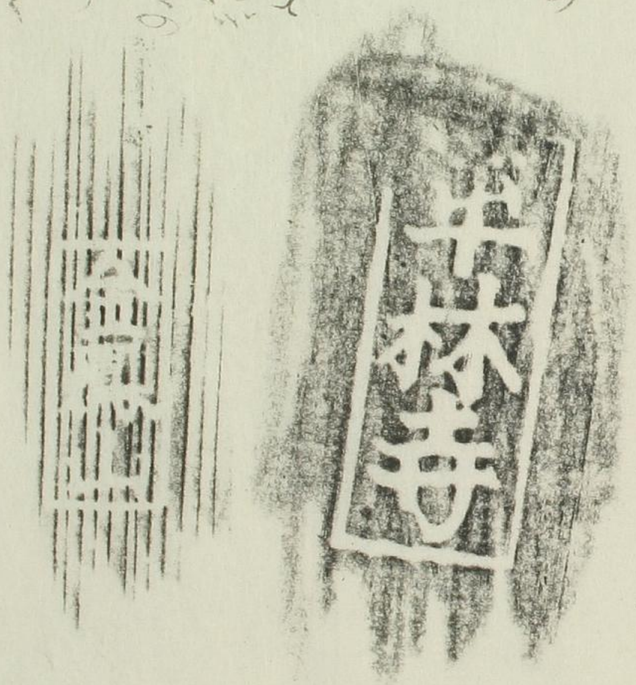

家妹寺遊門
の始末

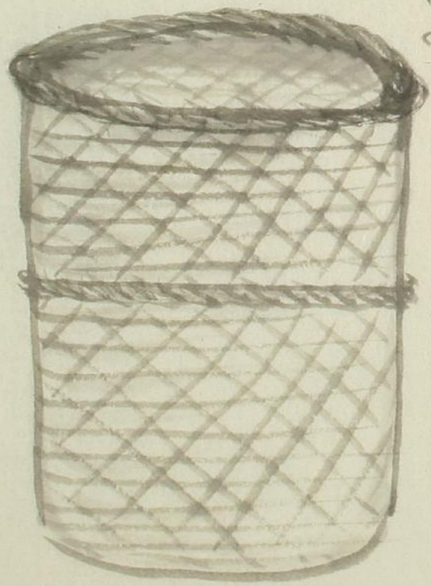

南無本師釋迦牟尼如來

右字姉寺納經印

姉火土の地古くよりの流の使あるを姉火を用ふまゝ

金鳳山
高野
平林寺

名をなしなるんの名のあるいかなりし年代に徳川氏
の代なれど元来細流ませる者にして改良しそれらに
あらんとなせしなるんが地雲に谷のありて神火を止め
しをありしより名をなせしと思はる神火を止る後に
三子を産をありしよりの名をなしなるんといふ既に沒
を為せし者にあれど今前の如くにまたしに神火を止と
いえるより業家の個雲如君の島を引流して今日いなる徒
美家の世話として業家の流なる始せしをそれ手紙のを
なし九千九代の流として為せる一の流いたのなかし
呂山の古流ありしよりの名なるんと思はれ
川以ふ江の古流などの地を示さにして墓地をせられて
なるんを施樹連なるし其地沒すべきをもなかし

はんよ節

新板はんよふし
わたしとおまへいおくらの来るよはんよねつかせるを
のふ千代さんまゝとふなるしたこたないしよく
おまへ一人かつれしゆいなつかはんよつれしゆあとから
のふ千代さんかごでくるしたこたないしよく
ぼおずだましちげんぞくさせてはんよいなりずして
ものふ千代さんうらせたいしたこたないしよく
心つくしてかいたるふみをはんよねしか茶ましてのふ
千代さんまくらアかそしたこたないしよく
まゝよさんどがさますぐまかぶりはんよかりの者とこ
いなあ千代さんよこましなしたこたないしよく
おさんなるをするあんどのかげではんよしてはしたがる

のふ千代さんいねむりをしたこたないしよく
ねれしのだいかやふきやねよばんよかわらないのかのふ
千代さんよいなアかよしれこたないしよく

千代田稲荷流行の年

武江年表文久三年六月頃より中渋谷千代田稲荷迄
り出すを云前の俚謡ノウ千代さんは此流行稲荷よりおしなり

稲荷鮨の始りの年

林美樹氏云内心節ハ文久四年ニ流行稲荷鮨
は天保五年より初まる

千代田稲荷の賽銭箱

三村竹清氏云青山七丁目宮谷坂に千代田稲荷社
あり文久の年號ある中村坐奉納の賽銭箱なる
す
賽銭箱を三田村氏の細見見られての話ハ正面に大きく中村は
の紋あり紋の上の左右ハ奉納とあり様着所中村座と云ふて
右ハあり左ハ茶屋中出入中とあり側面ハ文久三年癸亥七月

吉日とあり他ハ世話人本村四左和吉如村屋田嶋屋中ア屋魚屋
武蔵屋等の屋号と名前あり又側ハ淨水盤あり刻し
て石鉢一基元祿二九月吉日上渋谷村とあり其の
他庚申塔二基あり元祿三年十月ヒ寄とあるのを元祿歯
大八月廿寄とあり と話されし（共古云ハ三田村妻男ハ前々追記）

いなり者司賣と俚言

天言筆記（弘化三年）云去る巳年十月頃より稲荷鮨流
行せり本家ハ平永所にて篇遠内へ出ること
場をたまして還俗させて稲荷ずしでも賣せたや
ごぞんじのいつでも夏ハいなりずしますく賣れる而平也

千代田稲荷流行の起り

日本及日本人 柳営最後の四年寄
村山老媼云瀧山カ郡屋へ火ヲ附ケラレタノハ昭
徳院様カ始テ御上洛ヲナスツタ年デス お丘ハ二
月デモタソノ十二月ニ火ヲ付ケラレタノデスソレヲ

之ハタノガ千代田稲荷ダト云フ イデモタ并稲荷
ハ以上ニアッタノヲ宮益ヘ移シタノデイツマデモ御殿
ヲ守ッテ居ルノダト云ヒマシタ滝山ノ郷ニ居ルニウト
云フ女婢摩ガ其便ノ先キ立チデアッタ小山(コヤマ)ト云フ人ニ
其事ニ就イテノ霊験ヲ話シマシタ小山ガ大層有ヲ
アレテ色々ト納物ナドヲスル御殿ノモノモ大分奉
納ヲシマシタソレニこういふ事河岸ノモノデシタカラ
河岸ヘモソノ話ヲシタノデ益々稲荷ガ流行スルヿニ
ナッタノデス

家茂公初度の上洛は文久三年二月なり
其古云ふ以上ハ三田村鳶魚氏ノ談 千代さん志たゝめ内ふくの俚諺の起りハ
千代田稲荷霊験よりおこしとてこれらを調べられし也記しおく
大正乙卯 四月十九日

白木屋の墨

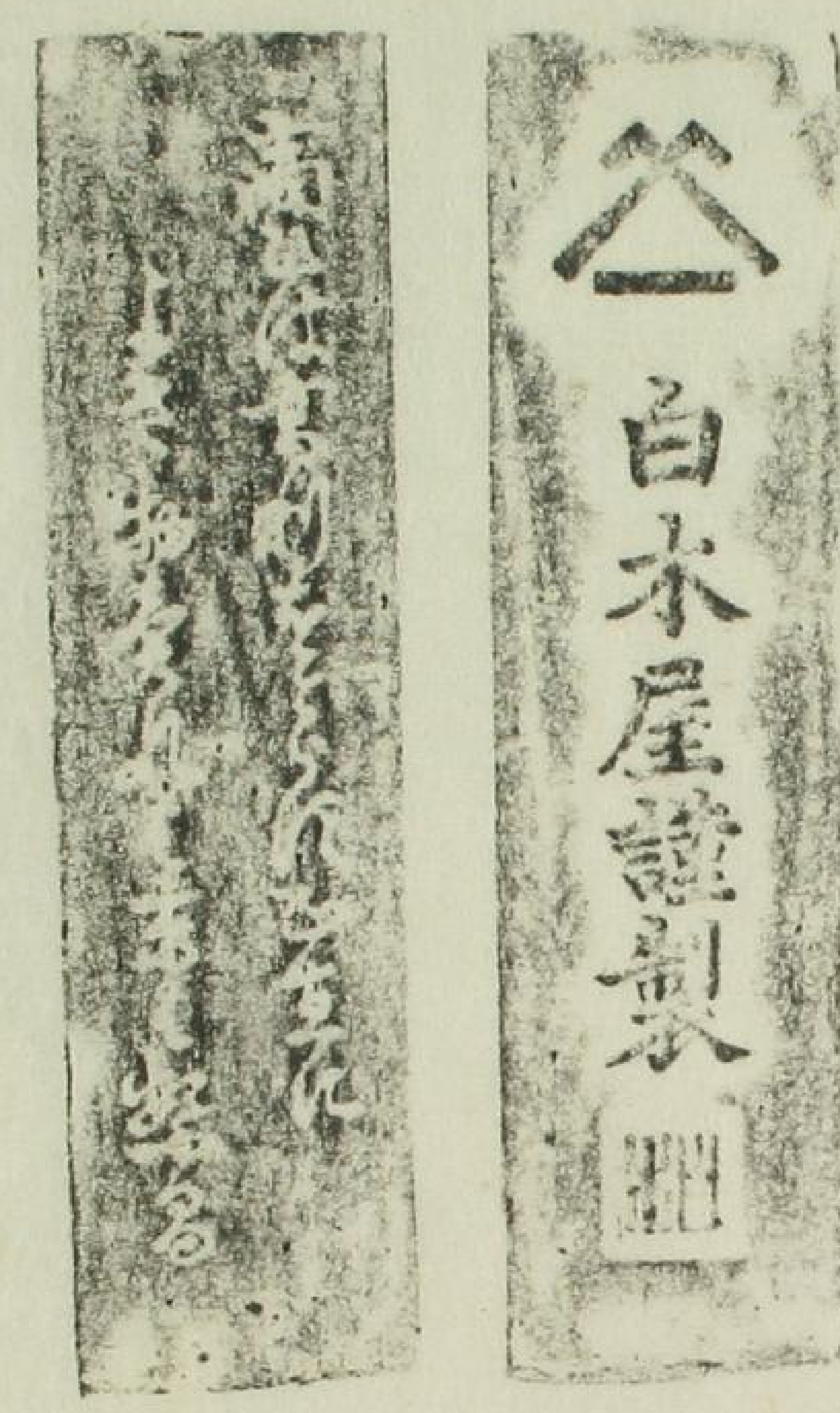

此墨今も白木屋呉服店にて賣り居るもの
は白き線の鑿あらし叢出と
比ハ文久の文の給ふ
此形のまゝありしにて
今も同一の形なり

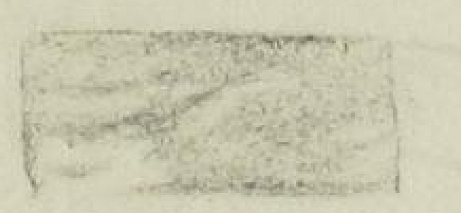

高ひは高料をとらひ正直に
まき伽賣れたまりく鰐留

此の茶葉と
武蔵院の安
売の古今焼の
相違

大正乙卯四月十五日文行堂にて大槻如電翁に逢ふ 翁の店にて四谷
前芝の一二三屋にて此の茶葉を三十文にて買求め此茶葉
入れ茶として本店伊勢にて三十八円何十文にて入れ何ありし其
あり又武蔵燈を始六円にて一二三屋入れ何ありし

近年世に出し
藏書家の書籍と價

と話されたり藏書家及後書籍を拂ふ所にて得ど翁
の如き為生に文屋を拂ひ給ひ
近年藏書家及後書籍を拂はれし者數數あり
小中村惣士の家書は十年も前のことなるが大正年代に
なりて小松益邦氏二千圓余長谷川基氏の書籍馬
車始二萬余と一万圓余大腰西方氏馬車一萬
一万二千圓余その他圓本其頃和助井に類圖
氏二万圓大久保のかねは屋部へ入れしとこく何れも
食額のこゝに坊間の説四へ前かはもらはど書籍の
藏書家の文屋よりもしい事實なりそれらの外にも
猶林氏の藏書東北大學へ入りしは五万圓とこゝ

文鼎写本せし橋窓自語に四世ヘ夕にある田嶋狗弥陀經を写せし得ある寺院

西文保天德寺にもあり

古年王

橋本經亮の随筆橋窓自語合巻七九ヶ
とありて谷文鼎自筆写本一冊此以三村所清氏
入手されたり原本は文鼎姪にたるの説入りて弥本なり
一二年に亮り讀みし中に田嶋の狗弥陀經の拓本を以
て石刻せし石四谷恭宗寺麻布六本木光明寺
にありと云ふ三村所清氏の話に京都西方遍の入
りて數石の石側にもあり四谷恭宗寺は窮慶天の在
寺か近る事なりてその名を惜々事なり
右の随筆に北倉大雲寺に佐理卿筆の牛王あり
宇治白久安年中の牛王ありと云ふ共古姪平
王には随分古きもの偽へあり[illegible]應永の牛

高瀬舟の俚謡

王の御従ある勝興寺の牛王を開せり
若し棒田に来ぶ父京都よりのはなしに
伊勢ハかみさま春日は檜はだ やはた八幡はんはこけらぶき
高瀬舟の高さを きてちら と云ふ 浅瀬さんだりかる
俚謡うたするとみゆ

故意が上場に送れる十日夷の語あり

歌松といふ姑 十日夷の留意とて上場にかへるもの
同じ頼さんのそしてものは川魚に赤味噌 煮きの小ぶり
食ものまだき 大根おろし 豆腐にぶきびに 雲丹
うるからくだで 瓢箪 伊丹酒
其一の播州は日本紀に飲食をよめる万葉集にもさし
なすとよめり 愛みもの義に 文らくだとは支書同牢を方
言ラクダをふすらくだと云戦い少壮北してゆくとか (三田村記)

富士川游先生の原始民族の疾病及治療法諸言大要

富士川游先生の新石器時代即ち原始状態にや、
遡ぼり其石器時代の人間にもありしと云ふせられ病気
及療法の通路を引くに病気数多おけるんか
カタール性
熱発
骨膜
腫一疱印傷
其等の療法は
水浴、日光、湿いて温める、草を愈し塗る
発見の骨に曲りあるあり、骨折れたるものあり、骨形に
変化を起せしあり
千八百七十三年に佛人の発見によるに頭骨に穴明しを

何れのその毒の如き顧て病の如き婦まで怨るべきものとなれば
古代是デカトの画に僧の病れ廉に廉に書の図あり
原始病氣に對するに三婦あり
病人を始るか殺すか
而人に廉法を教へるに病人を而人の中へ出すべ
なぞありしと
驚廉器械の細細のコス鳴よ参見されば中ゆ中の鍼と同形
のものあり又日へいたりもおし驚廉器械あり
日本にても水浴及刀を以てあらづつけ廉法をせしものありなるべ
果まで灸針等支那より鳴しものと
支那驚きの古書と称する ソモン は偽書ありそぞ
墨川偽書に右春時代書に齲牙ありしとなり若干と

問ひしもしばありと支明は人齲牙多くアイヌの人希
なりその原因何かと問ひしに偽書は水によりて水の
を飲む者は瘡地僧の水なく踏る虫蠹生しやすあり
それにあらして井水は瘡地を含む也迷僧を堅からしむ
と語られたり 此等て外冒せる考古学者まで問ひしも
あらんが大要を偽書の如く所しなく

文政五年以の俗語

文政五年年春の文学者春馬作の狂戯別偽風流問答に
三刀刀所拔鬼に逢しとはイカニ
といえるあり鬼殺の泥所は三刀刀所といひしとなり
艶事を足りあるとはイカニ
足があるといひしとなり あの女は手があるといふはまけと足が
あるといふはもうず

榎の大木と満仲谷辺の今昔の記

の景もあるかよし樹は既に朽ちのこそ予が幼年の比四谷坂下(下谷通り)に前田志摩とて旗本の屋敷ありしが其屋敷地に榎の大樹ありし此暮路作りが見ゆ生きて寄り来り餌を求めて[illegible]しとなりし大木にて年中ありしが今は亡し四谷より坂下を満仲谷といへる坂下に石橋にて橋ありその下に流れ[illegible]流れて[illegible]地内に池あり錦魚を飼ふ[illegible]草[illegible]その[illegible]四谷[illegible]遊びに行けり[illegible]

大正四年[illegible]
乙卯四月廿六

荒川堤記行

荒川堤の五色桜盛なりと聞き上野駅より汽車にて赤羽に乗り[illegible]電車[illegible]千住大橋に達し到り[illegible]大橋を渡り[illegible]二千余堤の通を左にて草堤[illegible]芳賀[illegible]元禄年間の[illegible]中なる[illegible]の[illegible]五色桜[illegible]豊島[illegible]山[illegible]鐘楼の側に無縁塔の[illegible]碑[illegible]板[illegible]寛永二三[illegible]

か永正かと見ゆれ二枚種子ハ何れも弥陀なり弥陀
三尊のもあり 建武の年号あるものも左右光明さしかか
捷定あり 弥陀三尊種子のも 逆修道禮禅門 原本年二月時正
とあり 弥陀三尊種子のも年号不明 光仁逆修とあり
弥陀 日阿弥 二ノ永五年九月十六日 日阿弥とあるものあり
二ノ永の沙碑あり 寺鴻大地保養せよと数年ゆり無等
寺の恵の山地より 結局せしものとなり 井ニノ端の字二本
立てあり年號不明永正かと思ふ
同寺恵手入口にある廣甲塔
又橋場線泉寺の千葉の板碑に見ゆ
五輪塔形を刻しなる名號右あり無等をもとに田端通り

府下西ヶ原無量寺板碑数枚中二ノ永廿二年の一部分

逆修道禮禪門

應永廿二

二月

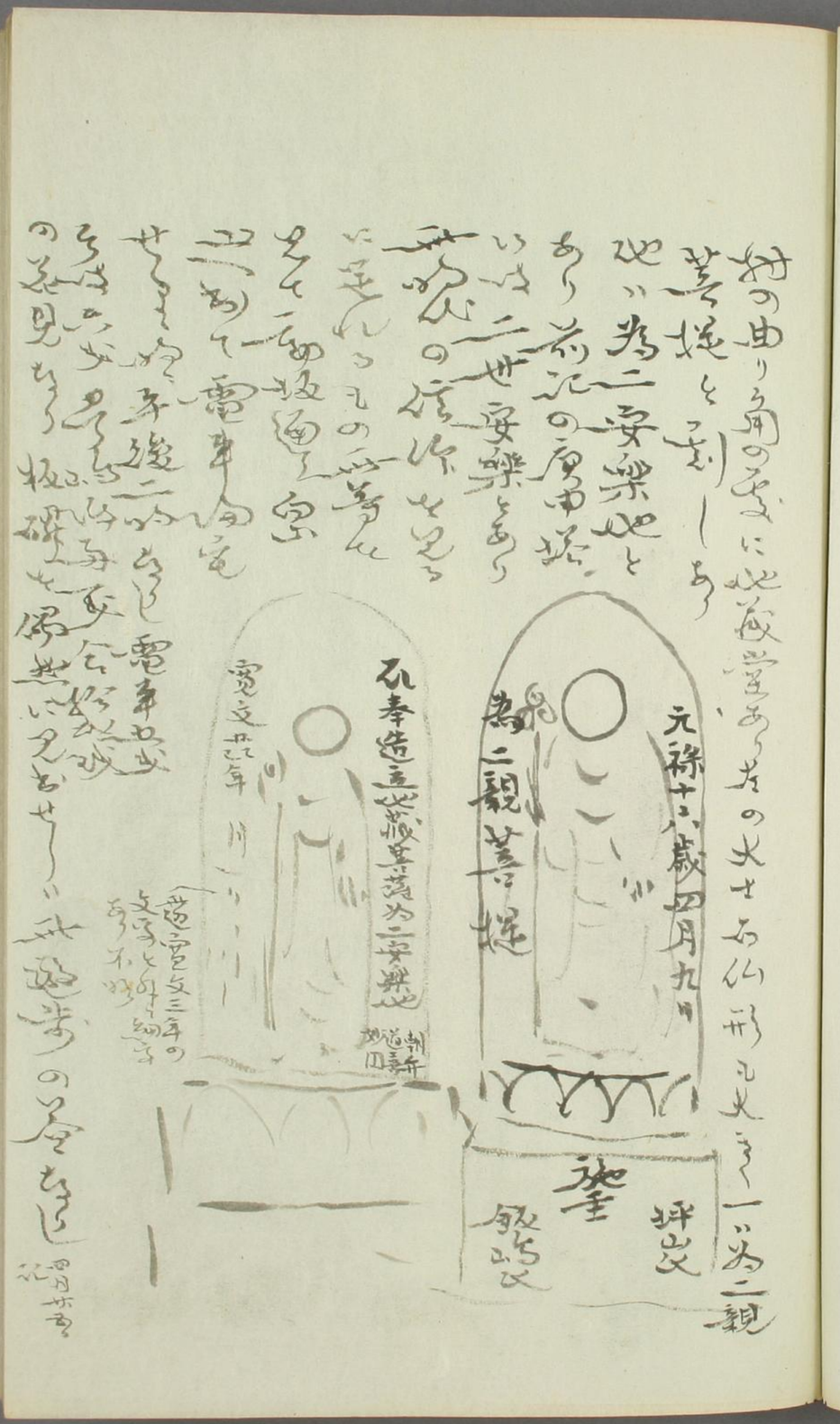

賀原内鑄銭説

續談海の明和五年五月以の記事中に「本草藥師改平
賀原内武加秩父郡まで鉄山を見立新銭を鑄出し
小さ世上銭相場下り秩頃は西四貫余に及暮に而共
四貫五百文になる」此記事三田村氏に問れ候ハ高が
秩父まで鉄山発見逐ろ新銭鑄出の説初耳なれ
此時鉄銭の如き鑄造されしかを見るに寛永銭譜に
明和五年江戸亀戸止鐵銭所鑄経の弱重七分五厘有二
様と云ものゝ外江戸まで鉄銭鑄造の事なし其
川及稲垣の銭譜に止四年来所鑄鐵銭後所鑄凡三種を
と記せり中の近刻の和考に續化堞に明和二年所鑄の鉄銭
関東に新て通用せざるが故に此銭を鑄るとあるものこれな

田舎手桶と江戸手桶の別

らん乎然し其賀原内これに関係し且秩父郡鐵山発見のを
予ハ知らず記し居る後に遊ぶことなし
桶屋書て手桶のなかを望る桶屋手桶を見てこれ
は田舎まで作りしものと云ふ所にて田舎と東京
のお遊ぶのなりやと云ふ故若て田舎のハ
なれと東京のハ北廿五分なり田舎のハ口径一尺高さ胴返
しなり東京のハ高さ胴返しとしかし長めなりとこの手
桶の筐の通りと尺をもしまゐるに一尺なり田舎でもこれ
お汲場家より遠しまゐ女手桶大きなるを用ゆれど
東京のハ然らずゆえに小ぶりに作ると云ふ

鉢人と朝鮮人と洗面の仕方

本鉢人と朝鮮人とは同一の大陸に住して習慣上如

異なれり

なる事を異にして違ひあるものにて郭人は先面する時
双手にあれば整りて掌を上下し顔面を洗ひ[illegible]
は双手の水へ顔面の方を上下し手を動かすことなり
と[illegible]鮮は[illegible]谷井氏にあり

支那人の舞の持様

支那人の郭人の衣服にて掌にし居る出をするに輪
端車を杖の如くに持ちて地を敵して持ち居れり
これを閉て一見支那人なることをもるに足る

善玉悪玉

(善)(悪) 善玉悪玉と称するは電波二年度以山東高
の其述せし心学早染草に善玉悪玉を書しより
行はれ筆の後篇人間胸算用同三篇勘忍袋
緒メ善玉をおし深刻となり世人彼は善玉より悪玉

よりとなる事なり其後文化八年一冊物を[illegible]
七変化の初作事三津五郎[illegible]
字を書しを[illegible]
悔しなりきよりて[illegible]
[illegible]

艶豊の小偽

艶豊は神田に住して野菜を業とせり[illegible]
場豊と呼べり芳艶の門にあり初号艶豊と
云ひ浮世絵の画工となり百を糊するに足れば彼は
亀癒重くして其面鬼の如く世に希なる変相となり
[illegible]
彼に鬼仏の號を贈せりと[illegible]

鳴来方ハ没すとる

交来の傳

交来 別号山岡人一武田ハ元来本姓田ニ其の大茶屋たら父ハ勘亭流の風を窺め傍姫風の狂句をよく 孫分館高麗と云 交来父の業をつゝて勘亭流を略する後年特して備書家となり奥画連の一同なり画合をなすいその趣向を精妙まして衆の眼を驚かしむ 同ニ聞

将軍宣下の日場屋張れ

[illegible]ハ納れてもその名ゆれバ[illegible]

市場豊

[illegible]

交来

山岡人

[illegible]

来ル廿三日
御宣下御大禮ニ付
廿二日早仕舞
御當日想相休

鳥森稲荷の門飾

鳥森稲荷の門飾の事ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

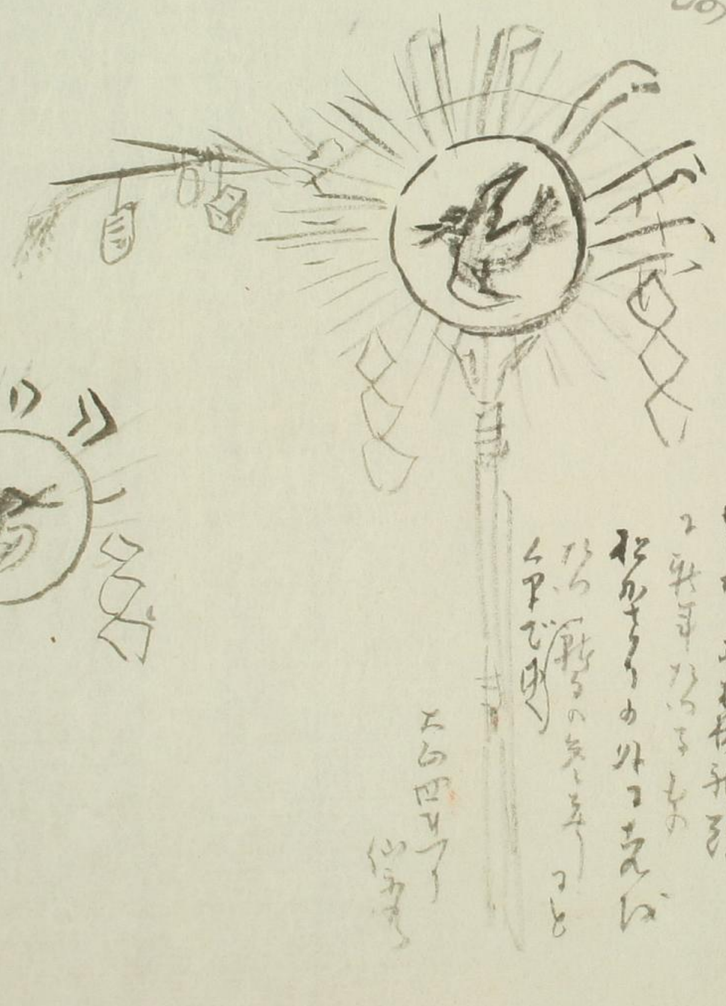

足利の假名振り
始に片根の榎

足利等姓門例に老松あり字落松（カナフリマツ）と云あり是ハ
夢的書籍中に讀せしこれ文字あるとき其本を
無樹の根もとへ一紙をくぬまいその紙のうちに假名
をふりてありとふそれぬ（カナフリ）とふとぞ
片根の榎とふに無過るあり無二木の内へ丑の不可思議
と称するも足利にありとさく

日暮里青老人
堂の印

東京谷中日暮里青老人堂の印影
江戸時代婦人に對する悪口に
一分三百十四文
とふあり其の意不明なれど遠目にハ金一分のものと見えれど

近く後ろうしれが銭三百文となり弥近く正面に向へが拾四文
の値しかるべきとこゝるなるんと生面可久江の話

グレンタイとペロウラなる
流行語

グレンタイ　無語今の不良少年といふ如く関遂まで嫂達
愁する美華を称せる語なるかこの語を言ひ出せし人より
情浪貿易新聞の大黒（オガロ）文の作りしものと所以ありて
新語を流行させんとて作りし語の中にペロウラと
いふ語ありしとその意ものゝ古き意まで原の意ハコラ
ンドルペロウ補賀（来りし）時代といふことまで古きものを
指していふと此二語を見の話（新の語が此時に生ず）（明治二十年）

あ永五年江戸
質金の数

安永五年の所奉行へ願書文面に質屋株数
五百四十株とありこれ江戸市中の質金数なり

東都橋坂名寄
往来

江戸の城の鳴
宝珠の銘

往来ものゝも多くあれど東里山人の橋ことに於ては五年出版の
東都橋坂名寄往来といふものあり此度ものと思ふ
武田信賢氏義年に見る
元治元甲子年仲秋擬法珠連の納れ田役城の中鳴宝
珠の銘と連しものあり寄す

方治二巳亥年
大手御橋　数八ツ
御鑄物師
銅意志橋
[illegible]近江大極

方治元戊戌年
下手御橋　同　同作

方治三庚子年
和田倉御橋　同　同作

同年
一ツ橋御橋　同　同作

方治二巳亥年
平川口御橋　同　同作

寛永元甲子年
西御丸大手御橋　同　長谷川花弾

慶長十九年甲寅
二重橋御橋　同　椎名伊豫

明暦四戊戌年
竹橋御橋　同　椎名兵庫
鑄物大工

正徳二庚辰年
濱大手御橋　同　同作

享保二丁酉
神田御橋　同　椎名伊豫

明暦四戊戌年
常盤橋御橋　数十　椎名兵庫

寛永十三丙子年
鈴鹿橋　長谷川豊前
正徳元辛卯年
筑達橋　数十　椎名伊豫
同年
淡菓橋　日　同　他
寛文　癸丑年
小石川赤橋　日　椎名兵庫
万治元戊戌年
日本橋　同　他
正徳元辛卯年
京橋　日　椎名伊豫

元治元甲子仲秋
右之連札出来省之赤橋為知令書記而
右伊勢万蓋区納札連札帖之所て見之写し　先く（大江て外五月分）

納札連大會者盛會其他

川浪為鄉橋椎名

納札連の大會と称するもの年にあれど安政六年六月廿六日無量
中村屋に於る道の大會の盛んなるは前後無ふくんと伊勢万
区の話し又五田連が今戸に於て會合せし時今戸燈
の頃は題とし文字まで各々名をあらはせし越前の連
札をおせしと又道外連の世様の札は第廻元年なり
と云等伊勢万区にあらく
東海道川浪の鄉橋の定書同所本林安太郎見せらる

定

一殿駅御定のおとく情なくおしまれ御命をもつ
所往来の殿人に對しかさ津成さ〳〵のしべ無礼恵口等有所にて
およひかゝる殿人なりとゝ又とも大切に思ひあやまちなきやうに
念を入れ

一酒造人[illegible]より船[illegible]し之爲荷物出[illegible]通し
其[illegible]之[illegible]價[illegible]人[illegible]荷物[illegible]五文
[illegible]荷[illegible]文[illegible]定[illegible]年[illegible]價[illegible]
[illegible]
[illegible]之[illegible]年[illegible]通[illegible]古来より定置[illegible]
職人[illegible]賣人として荷物中[illegible]荷物[illegible]
[illegible]人[illegible]分餘[illegible]價[illegible]
一荷物[illegible]馬[illegible]
右條々[illegible]行[illegible]

正徳元年十一月　日　　奉行

勢州岩田橋
擬宝珠之銘

御擬宝珠ニ岩田橋擬宝珠の銘

勢州　安濃津　岩田橋
寛永十二亥年
十月吉日
大鋳師　辻但馬守　吉種
辻越後守　重種

明治三十五年
十月架換

と刻しあり

弘法湯の年代

林某吉次郎ニ[illegible]人が古[illegible]より弘法湯として霊験の[illegible]

女夫石と千田の子孫

安政七のちよぼくれ

本所押上に在りし夫婦石の石燈籠新説謹くせしが
今ハ本所四ツ目通り弥三郎屋敷にて柳原町二丁目持主了意
石工志ける知る人まれなり其石は七十五年前の千田
氏当主との間柄ハ殺の因縁なるの外よくハ知れぬなれども
り千田氏女の墓と云ふハ当主にありしあれど世間まで伝はらず
解らず千田氏の墓石今ハ本所若徳寺へ移しありと
又氏当時のことを知らんには千田町柳原氏及龍谷通へ家
是れを千田氏の妻になく
安政七年の新版中にチヨボクレ節の文句あり地震のこと
湯殿の場面などあんバいしなく
閑人よひよせ屯物や時斗七ツ山取巴用ふべくあるかせ

東京雑誌の二代目の原本

家庭指導会陳列の女子教育書目

果人とし大名にあつかへおまけの果子ハ安易な用品江戸の
御所でもきこん同前他ハ不破る事ぞなが像物なれど
お米ハ五合湯殿十文とし
米価百文に五合なりしなり
京都大学所蔵本ニ明和八年卯歳天中京長常常山
序なる刻本ありて山家鳥虫歌と題せり此書ハ
諸国盆踊唱歌とて諸国の原本といふ
家庭指導会にて参考として陳列したる代女子教育書籍ハ
陳列しありその目録を記すべく
女世宝　女用文　揃本　冊
女大学重宝記　揃本　冊
ひめかゞみ　十五冊

と言葉によみしもなかしかしとつゝ殘れ哀物を見すに
意を用ひ下見羽織のいろ合ひ稱の工合外者のねゝ
必ず何んの衣服にはあの羽織帯と云ふ事ゝ外者せり
とつゝ無人の逸話ならくあるとのことなるが此ゝ偽はらぬハ
惜しきことなり去四月三十無人の息る今の村工支吉翁
にそれらの話を聞けり今年爲ハ八十三歳まで今よりハ廿年
前に没せりとなく又當年支吉翁も高人まで尊道の首
菅高人ならず好んで籃笠竜数竹袋先生文二店笠数を
集め號を古籃亭を翻性といひ所れり無比起を集められ
しを見せられしがモール製あり蒲袋支那袋蒲袋鶯の場用せ
しもの七八十本来百に至らすとぞ雲羽の息る忠太郎
亦尊重高まで芝区幽谷明寺にて住し盛んに高いし所れり

先年故清風翁ハエヨ趣味の會ありしぬ見えたれしを衣服
は前代年爲が好みし衣装まで古代り唐ぎんの羽織と
見ゆとはてありしと羽織ハ爲ゝ短かくありしとあるなり
エヨ盛調りの古風明治初年に迄存せしハ佃路の漢村に
ありて三村清三郎氏幼年にハ八十歳へ来りと聞しし
をに覚えられしとその唱高に
盛の十二日は佛の祭りヨイ〳〵
とすやつて居るものと三樓よりなく
こゝ行やく本に猫だやらしと題せしあり馬琴の俳と
偶へられしが金書刊行會本に新貧ゝそれハ東都庵南北
と戯名せし新貧ゝ爲ハ八とゝ云ふ板木師まで竹所に

エヨに盛調りの近年迄存せしハ佃路なり

猫だやらしの作者

回向院鐘銘

傳せるものと説かれたあり此説是まして馬喰の名ハあれど
門下のものゝ作なるを明りなり此竹所と云るハ下谷に
限りて界谷の地に竹所の称あれど単に竹所の称を以て
知られしハ下谷なりと竹清ゆゝなり
東国回向院の鐘は延宝二甲寅初冬正覚日とありて
明暦焼死者の戒名多くを刻しありて正面
南無阿弥陀佛 南無観世音菩薩 南無聖至菩薩 光明善導大師 御真筆写之
同裏面に
南無阿弥陀佛 令聲不絶 遠近下念 中将法如比丘尼 御正筆写之
と鑄出しあり此鐘今ハ鐘楼焼失ゆゑ本堂の側にあれ
なあり

上野公園鐘銘
に就て

現今上野公園地の鐘楼の鐘ハ天明七年八月の年月
ありて鑄如何ハ長谷川平次郎まで谷中天王寺の竹樹の
ほとゝまで鑄なるハ八月廿二日なりと此鐘の前のハ元禄
二年の二月に鑄なるものと而して元禄二のは最初よりハ
五度目の改鑄まで現在の ハ発二番目の改鑄といふは
略ゝも多ち改鑄なり上野に東叡山寛永寺出来せしハ
寛永元年まで三年に東照宮社なり四年に仁王門二ツ堂多
宝塔造営なり八年に大佛の像なり 明恕にあらず 清水観音堂なり
十八年より東大佛院なれど巡行肇る正保元年慈眼大師堂の
建立あり第五年間ハ金門二丈二尺宮の大佛出来し而
寛文六年丙午鐘楼建 鐘音の 竹之上野に閏せる年代武江

年表によるこれによるに時の鐘のおもしろいは寛安三年
なるべし然るに元祿二年と此間二十四年なり此鐘期間に
鐘が五度改められしとは信せられぬことなり何かの間違
なるべしか現今のかゝ六度目の後は三田野氏話されし且は鐘樓
（昇られ寛見せられしとの話なれど何かの見侍れしかと
思ひ行ひ居るに後伝と待つことす（此鐘の銘此事を記せし後ちもうなれば記し居けり）
成等寺の鐘は元祿五年八月なりとませ成の見の雲
鐘は山崎か成等か　山崎成等無鐘高見しとぬへに
かくなりしかとそのまゝ成とも話されし者乎
芝増上寺の大鐘を延宝元年癸丑十一月に鑄造な
りしなり江戸一の大鐘なり

鐘は山崎か成等か

芝の鐘

江戸の板木師

江戸時代板木師に二流あり一は下所流一は山の手流と
いふて山の手の方は麹所平河所に宮田六左衛門と代々称し
初代は飴屋にて二代より板木師となり十一代にて絶なり
十代の子に常次郎といふ者ありてその者の悴に赤さんと
称されしもの十二代となり今は京橋の松川所に住せり
山の手流すは士の内職人多く字那草双紙那の多くはこれに
属せり下所流すは北斎時代に江川留吉とて名人あり
て北斎の水湖傳の画又北斎漫画の画那となせり今本石
所に江川八左衛門と称するはその支孫なり下所流すは職人
のみにて重に文字那画那となせり頭那にて名人も
多く彫竹練吉リウ太等世人に知られしものと文久

板木師が画工の画を活す

頃は寛政の頃に手改といふ者なるもけぬと江戸一とさまれ
と筆工彫に彫安といふ名人なりしと聞にあり然れは
片岡喜次郎廿年程前に没せり後ち小泉町に片岡壱
美といふものその後をつぎなり文政年没せし小梅に大坂の
鉄五郎といふも名人なりしは明治だは祐次といふの
なりし手と次ぎ彫師の活しは生田何久なく
板木師は画師の画を活かしてゆくものにて毛彫の如く
一本の毛も生気あり又彼彫師が手筋ある毛をも多くと
その代り画工もしと満足せしものにて画工の画に生気
を与へるのは彫工の手にあるものといふ

土蔵相模屋

江戸時代品川に土蔵相模屋といふ娼家あり相州屋
と云家なり此家の娼妓が吉原と同様に里言葉（遊女言葉）
をいはしめしとて頗る彼地にて評判なりしと

塔之沢七不思議

蛾尾庵の説に文化十三年箱根塔の沢の中に
同所の七不思議の記事あり即七不思議なるもの
思ふに好事の者ありて記せり
塔の沢の七不思議左の如し
ならぬ鐘　是は先年何とか云ふ寺の鐘を鋳られしが何とか祟りありて今につくをならず
白毛の犬　其足もなし
鳴ね烏
丸顔の女　土穀の類くふも等なりと云ふ
豆腐屋無き湯本　小田原より廿ツまで持来するをうけ賣

足利の七不思議

なくなる履物

入湯の半ば多き四元不行義に我人のとこ
そこへはさ歩けを以て
一村に井戸あり筧を以て山水をとみて
つゝふなり
井戸から及ぶ水
女化よりは百人家にもなれば人家のことに重花し居るなるべし

足利の七不思議を同世の丸山太二郎氏にたく

足利学校にお

假名ふりの始
片根の根
逆さ水
逆さ藤
学校の古見
柯弥陀地の片葉のあし
据仰りの縁仰り橋

天明社あり鏡の者の恵

井草の五ん手堂

著なり

文政五六の比の事
俚謡

柳亭愚孫文政二年正月の事に當時流行のよしこの節
とておせるに
同年三度かさ横たにかぶり身ひはみづれせるなるけ
此比の流行とも同年にて文政五年比よりなれば七八年比最
繁る流行せるに何吉あんどなりとあり
同せはなりでもつ陣いけせでもつ尾張名古屋はやんれ
城でもつヤアとうせよいやなありやりやササヤこれはひさ
天下茶屋は土安穂かきとう

何吉誦

苦助年の比は法祭礼には必ず幾組も何吉誦の熱人吟
年も立て柄の太き竹にたゝき前記の謡をうたいて来
り同日人まで熱し誦り眠しかしものなしぶ今は事に
そうことなりけり本の夢人所のは サヤートコセ、ヨイ

納奴逢奴

アナコレフイサの祈禱と云ふて奉命と世
つゝたりて柄を始る木まてたるゝをせし
一人の奴三味線をひき見るもありたり面の長屋
宮の腰こゝろに赤のたすきまて歩き頭へ自然かゝる
種々の調をなせるなりし
現今納奴界の立者と云ふる張田屋の大和伊勢万の三兄
は喜ぶん と云せし奴を張しとなく又まぶ六年
写エテ久不聞何故共見立の一枚錦画毎ヲ見ゆるを
眼の那立なり芝の雲屋へ納奴を張る意味なり
りしと云ふて前始堂にあらず故根岸武蔵の雲屋へ
奴を張り遠島されし者ありしを活されしをあらそれ
ハ江野のとなけり名をしかしが示れたしあ汝ひかゝるの

灰吹屋人馬平安散

何れかの雲屋にありしとて見ゆ
四谷の門外なる立ち居へ角の葉煙屋灰吹屋にて賣る
人馬平安散はくしやみぐすり刻とてはたき疎刻にて
ある散葉なり此葉就て姫立ての湯源中にて云ふ
此葉下が山の一手数家ありて頭も古来金根牌の根本
は四谷の門外調合和に限るべし無視の奉行の道中
を祝し奉りて人馬平安の月出度名を献せる
のみ道聴塗説
とあるを灰吹屋の人馬平安散の古き人ものを張しをあり
が赤樂の如き小疎刻なるなり故西沢仙湖氏に贈しをありしが
其後見當らず當時のかカラスいびんなり此葉支那の
偶来また彼地のも小疎刻に入れありて煙々の銘文又

画ありて艶なきものなり支那の舟あり数ある硬利すら
錦手青磁等多く
あるその二三を写す

何れも皆大なり

正法院の鰐口

巣鴨庚申塚より少し先き大塚へ出る所に大塚まての電車路を
横ぎりて盤雲寺とて新門辰五郎の墓ある寺のならびに正法
院といふあり本堂の縁の上に左の如き大さ二尺余の鰐口
かゝれり

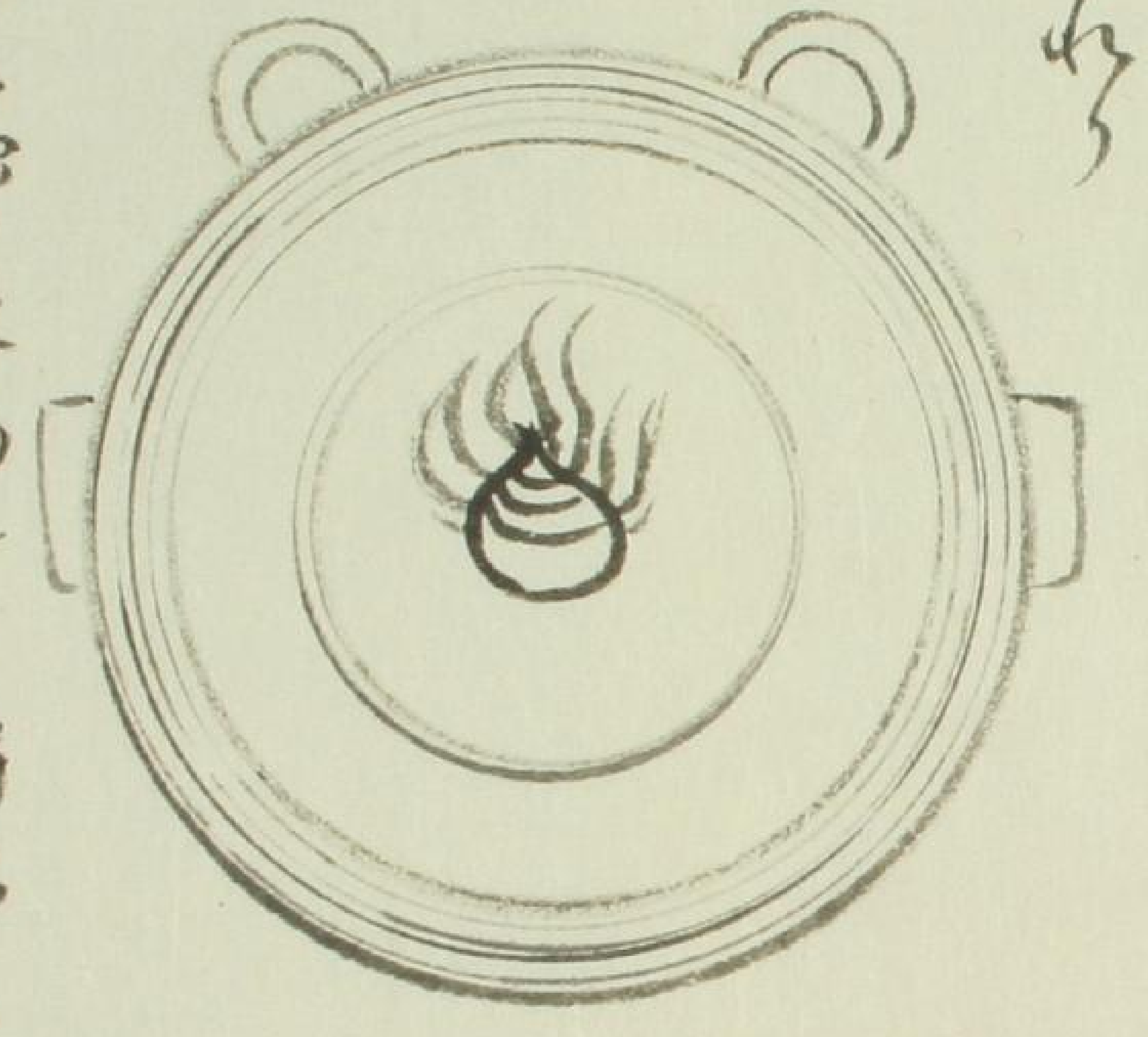

銘及寶珠何れも鋳出立派なるものにて元禄年号ありしなど

宝永三年四月ハ朝鮮三悦寺工具田出羽丞原長
房とあり又雲巖寺ゆれ佛ハ享保二丁酉四月大吉
祥日奉建立金銅丈六江戸六地蔵大音薩勅化
州門原川地蔵坂正元鑄工弥田諦所太田駿河守
義原正俊とあり又駒迦吉祥寺洞佛の年号
ハ享保七年七月が能越三州之太守従三位菅原幸
相郷の菩提之為地工文体右衛門寺徳とあり
次ハ三回の宝塔正宝見て在されしを作るべく
寄幕乗
手筈ハ好き千里の外まめくらして
其ハ帳幕のうちにゐさまへ
古顔

大久保道路の初

明治廿年以上の
大久保

又服庵高人ハ述懐に
如何ハ常に橋の霜坂今ハくらく迄の花となりまた
此三首の狩衣三封ゆるゝ見る
大久保にては四ハ道路の初ハ底の日ハ[illegible]
にはアヽ水を吸みたるとアヽ[illegible]
根へかけてゆくことなく
大久保の開けたるハ廿年以上のことまて支迄ハ坂上の[illegible]
春庵といふ[illegible]
と兼屋一[illegible]
所とさゝめ大久保の刺身と称せしとなり

寛永寺六時鐘銘

前に東叡山の鐘は元祿二年迄は五度の改鑄は最初の鐘の寛文二年より四年間の短時期ゆへ如何と思ひ其の在せ三四村を龍氏に話せしに同氏鐘樓にて今の鐘にある故によりつゝ所にあらはれ

古鐘銘

東叡山寛永寺六時鐘

朱鑄地師

武刀勿葛飾郡原川庄

大田治江守大橋家原正次作之

元祿二年五度鑄直之己巳二月廿日未刻

とありと此五度鑄直之の文によれば吹損じて後に改めしに思はるゝ所しらかくありしともあり

鐘海に於て見せ二三の鐘

譚海に於て見せ二三の鐘

譚海に於て五冊著藍川員正恭三郎兵衛といひ佐竹侯の御用達にて小鳴馬町三丁目に住し成嶋茅郷の門人にて右川雅房の師なり此譚海にはいはゆる公武の出来事に於て其所にしたるものなり刻本にはまた成寫本にて始て二月なる三四村氏に此書を見る潜居中一二覺せしをこゝろ覺えて宮中寵殿の由は河豚の由を用ゆられは必震なとの時に滋味しかるゆへこまれるをなし房總の邊より勿る二年に供す帝中の河豚まうらしてはこれが為とあり遣せられぬを為なりとあり

武州玉川村山とこゝあたり菊紋右にある黒色中に菊花の標葉なるをも見へてありと所にあり菊花右の名を負ひ物也

ありと覺へしが武物ハ[illegible]
○エヘラ大偽馬所は[illegible]宝田村[illegible]
[illegible]
偽馬の公役にあてらる[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

金澤文庫の印影を押せし古書に眞偽あり
其鑑定法として古風は[illegible]文字[illegible]なりしハ偽なり
文[illegible]ハ眞なりと三好竹清氏の説にきく又林[illegible]
氏の説ハ澤字シハ眞シハ偽なり一直線ならぬ
ハ偽なり眞と称するものも二印[illegible]あり
世俗の迷信は所如くするものでないとする類
ものなりしを手渡しするものでない
女が天びん棒をまたぐものでない
女が[illegible]をまたぐものでない
大道[illegible]
[illegible]ものでない

（男女別あるハ[illegible]）
（[illegible]）
（成長せぬと）

金澤文庫印影に就て

迷信ものでない

御茶で墨をするものでない
筆のさやを軸へはめるものでない
字をまたぐものでない
水へ湯をうめるものでない　（葬式に在る故）
夜爪をとるものでない
夜糊を買ひに行くものでない
夜い買ふならお姫様と言って買ふ
畳の上から下駄をはいて下りるものでない
夜干しをするものでない

三つ子は物を拾はせるものでない　（子供が育たぬと）
三ヶ日には風呂をたてるものでない　（福がとれると）
三ヶ日には箒を使ふものでない　（福がでると云ふので）
元日には掃除はするものでない
三ヶ日には茶は飲むものでない　（福茶はよしと）
二日（毎月）には糊はつけるものでない
婚礼の席では帰るといふものでない　（かへるといふと）
茶碗は逆さにするものでない　（死人の前にするから忌む）
双子は風呂で逆さまに行くものでない
七つ過ぎに爐は置くものでない　（不吉、嫁が嫌ふと）
竈の上へ刃物は置くものでない
峰の方から切りて湯はかきまはすものでない　（死人湯かんの時にするもの）

手桶に柄杓は入れたまゝにしておくものでない　（葬式の時）
一本柄杓で湯を汲むものでない　（葬式の時）
柄杓は杖につくものでない　（女の家人が嫌ふ）
真中から髪の毛を分けるものでない　（日の出）
箸は一つで物を下げるものでない　（不吉の時）
茶碗の口から飲むものでない　（大病人の時）
左の二つ折は帯を締めるものでない　（大病人の時　死の時にする）
一膳めしは食ふものでない　（葬式の時）
味噌は味噌汁にしてやるものでない　（日の方）
お守の紐は引っぱって返すものでない　（再び帰らぬ）
風呂の酒を逆さに立てるものでない　（若死にする）
縁側の鐙の上から飛び下りるものでない　（片足をふむ）

同じくかくなるものと信ずる歟

（冬なれば冬等なるなれば無）

如是尋常なすれば食し

梅を芸仲は法へ以の故に法まる

二月朔を線香に問ふまたくる

同日あぢかんの是をつくるまゝ

（寄口へ信ずとる）

（蕉だまとうなせしか）

等その数をもらず数度歟あるか何れも江戸まで行はるに

江戸にくものなり遣信年中行事に沿るさは南向

かうんと思へどこも所に限りなきてもまて今日の例合なども

正しく言へば遣信的のものしかしてもまて如斯に知るも

祝施に発するも祝度問題まで何等の事も無理

なり此の十歳玉ぶめせし施に学知となりち拂ふなるの理屈

は何んとぞも後からつくものなり

東海道名所記 府中 今所属まで城に隣るそのか

み西保年中に寛永の城に隣させられしに摂

州大坂まで似城につくりてあらはれ男たるもの

みな様なかけらる其後又江州坂本まで似城に

つくり京のものまも洞に書りしやつはら皆捕へ

られて磔にせられくびにさらし俗へり

コノ書方治元年に成りタル証モアレハ淡海に明暦二年

十一月新駿府新銭坐披仰付之トあつて併セテ諸書ニ

漏タル駿府諸城一條ヲ加フベキモノ歟

右三両村雲龍に沿して印て示せる共ち嫁るに正保年間に

行智阿闍梨と吉見将監の墓所

駿河府中清水の文を 駿国雑志三銭坐は有度郡平松村
大森山浅間の下田中にあり 延明暦二年府中の茶
駿河仍て新に改め五方具を添る所也文安保井宮地に
改みあり 遷宮永十六年新にて添る所也共に改て
とこして其跡ハ今世遺といふ井宮地銭坐まて
寛永十六年以来鋳銭せし 正保年中とこて
改めまて當時鋳銭し所しとも云ひしと思はる 始
正保年中にて新に改ます 改けられしかるあらず
梅花寺に蔵す申に 應安日記ありその中に
行智阿闍梨 没年墓所あり 天保十二丑年三月十三日没
改葬法隆寺より 黄雲山龍谷寺に葬る 墓石に 興隆林學問行智

江戸の古証文

志ありて嫁の母及行縁を 立とありと文同日記に混れの志
人あるも吉見儀助義分は安政五年年正月十日改 二十四日
本郷元町三念寺に葬るあり 豊穣院敬露西水 ありと見
志り
寛政四年六月廿日 駿州遠の藩まで 安政五年 保営齢 於て
江戸趣味品展覧會に出たりし 証文の写あり その中に
古証文一二三行を見る

人別送一札之事

一 三文字屋清五郎後妻 松本屋甚兵衛中小以後其所之人別に 今度加様事所請之通り 御座候以上小依之人別如件

文政九年 嘉永四年三月 松平能登守 安藤孝助

播磨 三右衛門殿

慶應二年

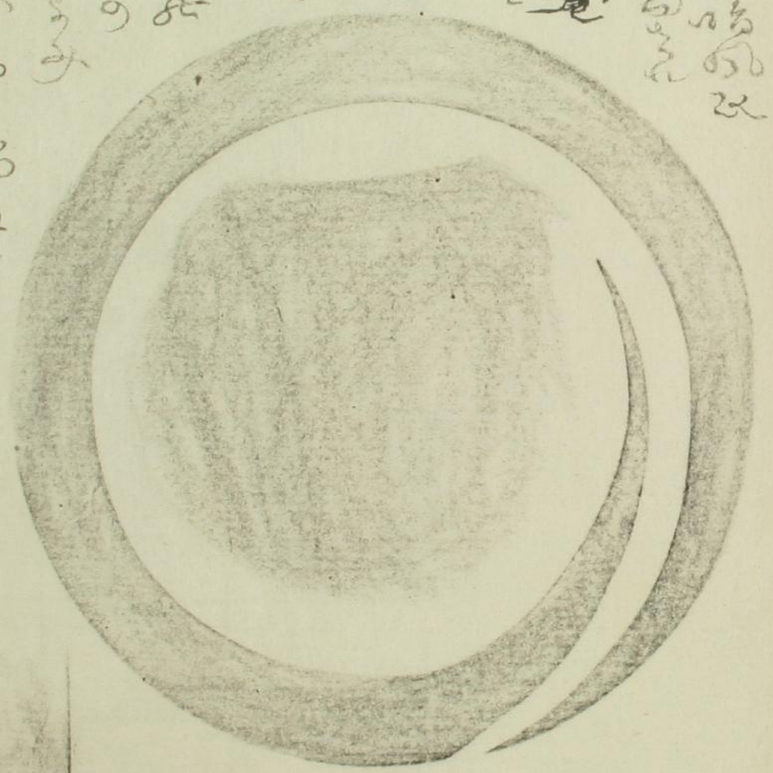

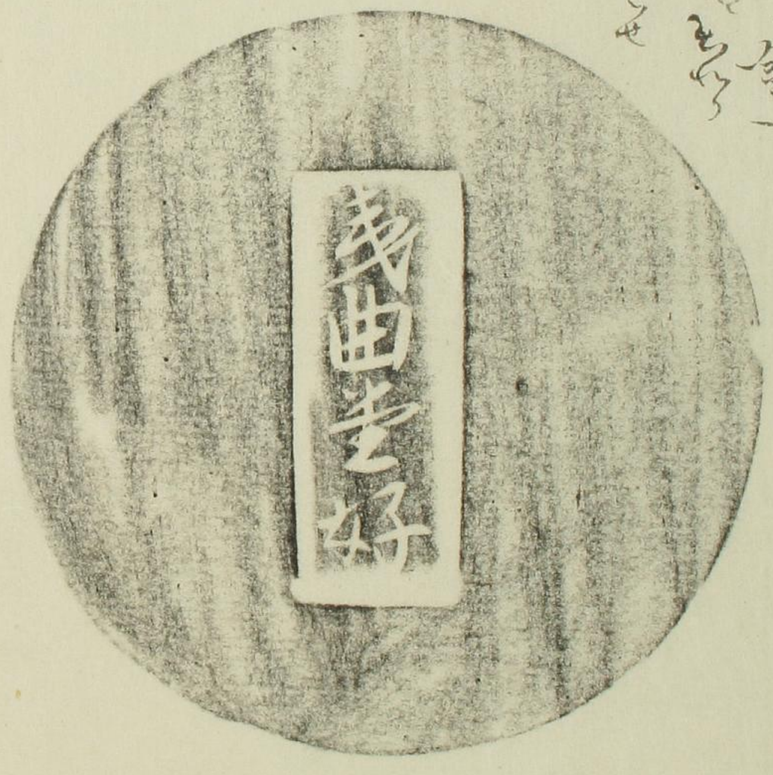
義曲老好

全國之人民
叡旨を奉戴し心得違無
猥リニ外國人を殺害し或ハ
不心得之所業等いたし候者ハ
朝命ニ悖リ御國難を醸成し
候而已ならす一旦御交際被
仰出候各國ヘ對し
皇國之御威信不相立次第
甚以不届至極之儀ニ付
其罪之軽重ニ随ひ士
列之者と雖も削士籍
至當之典刑ニ可被行候各

朝命
銘々奉
朝命猥ニ暴行之所業
無之様可致候事

三月
太政官

横濱新報もしほ草

一 此しんぶんの三月の明治二年よりはじめて凡五年程ハ
経たるは人に外人にて危害せしを憂ひしもの
かかる事も近来[illegible]見しと助め
出版中ニ横濱新聞見聞誌二冊毎月二号
繪入す[illegible]初篇二号毎に二篇を数
[illegible]

年十月廿二日納札會
催紀念トス

銅留
豐後

と所あり可山道ヲ御代の所、明治廿五年伊勢路所
あらぬ處まで復せしが初めなり、芸丑兎遊いの
隅の三人復なりしが、四回まで止しと又大正二年七月
可山大政古城三条二ヶ復なりしが六回まで止しと
以ニ可山比ニ云く

高麗川くぐ物語に
高麗の墓太郎
の原よりが墓
ことなりしか

岩田年七月京都高木町の佐々木幸太郎氏所藏
の「高麗川くぐ物語」といふ元来京山の藏本
にてありしもの京山自筆の文あり繪山及著者と
記せず画川ハ師宣の如し方治三年の刻本まで二代目

高麗のことを記したり
「さすがにお名も高せのもみぢくちはてぬとて、鉄のしかぐ
なけくなん、色こそかはれおなしうき身にてそと、忍ひ答
れて、かれがまふづるさんやの高徳寺とうるじやうでらに行て
されば書をたき花をたて、どぎやうしてとふらひをなすなん、
いと忘れにて、われも一しのてばをつゞりて、かの佛前にそなへから
ぢんをなしけるそのてばに（略中）」
「こゝの秋の末つかたより紅葉の色も霜にいためるけしきの、
れいならずして、ぶくかわせし間に、いやまさりがほなれば、茶
の事もてあつかへども、いさてかしるしとてもあらず、日にまし
よはりもて行まどにいからをはにしきの袋にて、あきちが原
のそもくにかさめ、今あらためて そんよめうしんとぞ。
万治二年極月

十日 花嫁敬白

愛句にまゝて高尾は十九にて万治二年十二月に死し高徳寺に葬るとて高尾は何すとの京山の記にあれが其死せるに何死なりしそれは慥なる高徳寺は當時春慶院の墓地なる事は高徳寺に属しありしそれなるんと云ふ本書京師山城杜氏珍藏のものより而西十部明賣品として覆刻なりしものなり 林美吉氏の話古き書籍目錄中にも高双風ぐ物語といふを載せすとあれは多く世間に云ぬ本にて元来部数も少なりしものと思ふ覆刻本繪は原本の通りに木刻し文字は古字に書けしものなるが碩姉の為か如代の言葉ゆへか續づき解し兼る文しぬるあり

右の文句によるに高尾の新葬埋葬地は高徳寺なるんも新墓の前にて供養せしにあらず本当の前なり書中の男女情人にてありしならば勿論新墓地にて追弔せしをなるんが書中には繪にて無く本当の前へ蝋燭を紙包せしを供し祈る所に男女を図せり高尾の墓といふものその當時右造されしや疑はし總て遊女にて其代金盛を極めし者か死後一々その抱きが右塔を立ちゝやりしそれは其かりしそれかと思ふ者らが外にも太夫もありしそれ如何とか娘りてあるべきそれなり名高き蒔雲にも其子の所哲の所へ埋りしとの碑へありといへど右塔なし娼妓の死後は木標にて總塔の如き意にて本尊佛を供養し戒名は木牌に藏せしのみのことなりしならん高尾の如き後人右塔を立てやりしより

煙の從ひ居るなれどその家理の地ハ何れなりしか不明なるが事實なるべし吉原ハ又家住せし親迦六と通称されし老人の話に女郎が死すと毛ものに葬ることが例なりきすれば毛物の死の如く世に亡念を殺すことなくそれぞれに終ると毛物に葬すとは如何にするかと云ハ手の親指と左右つに紙捻まで志ずり足も亦同様にこゝろまで結ぶ如ずるハ四足を繪す形まで毛物の如くあつかふことなりと話されしこれハ近き以の話しなるが何れも此如き意ありて一々右略なぞ立てやりしことハ云ふことなるべしこれハ猶更のことなるが新潟成覺寺の向系の墓と云ふものに東来のものハ無し前永年間芝居まで行せし以後者が立しものゝみなりす庵といへども此ハ勢せしことなるべし

向系の墓に就て

向系の塚といふものの前記せし如く前永年間のものまで原の墓と云ふものゝあらずして新潟女郎の向系ハ浴木まで有と以中せしの外にハ何んの傳ハもあらぬものまで以中女の戒名文ケ云ふ右地蔵と木牌とに記しあれど過去帳にハ慥にそれと思はれてものもなし「安永九年十月廿日 妙栄信女 [illegible]」とあるは向系とそひ居れど獨り此女郎のみ記しあるは若かかなりといふ身内の者にもあらんか右近を高くつみ上げし地蔵尊の右に無妙栄信女の戒名刻しあるもあらず他日考ふるが有子を有るを弱んが別に位牌にも大なるが一時投込同様に葬られしことあらん又同考過去帳に情死とせし花哉あるハ「安永九年十月廿日向屋に兵衛同妻願迎信士慈道信女相對死に事をとなり」と記書あるものあり妙栄信女の事にハ何んともなし後年に

打麻雀

信州のシラクチ
日向の松茂

それと同年に當てしなるべし同年に所寺文祿三甲午の開基と
云て過去帳の最初にハ慶長十九年十月十六大塚文初代と云し
あるのみ大正四丁卯七月七日萬川寺町追善寺を當に開きし時
それらとなる

打麻雀（ウツマーチヤ）これハ支那のもちあそぶ茶牌の數まで四人お對
して勝負を試む元來三四十年前鮮州よりもて一般
に及ぼるものと民國三年禁令あるに驚くに行ハれつ
あり無ひ支那地方より向ふ所ハ赤松氏今ハ云へ

信州迄まで釣橋を縛るにシラクチの曼を用ゆと無曼
曼日向地方まで松藤と称すと曼のすぐ赤松の近月に似
て居るとその用法ハ信農地方と同じことゝせる由如何男
氏にたゞく

富山町及萬十郎新宅

今の若木町一當地より西當地迄の一角ハ明和四年の地圖
に新宅富山町となりて其惠の一角が富山町となり所ハ
神田寺地町吉田宗全の向横丁に當る支は萬十郎
新宅といふこれハ萬拙萬十郎なるものの氏なるある
田ありと無こ系生田可久氏なりく

江戸巡覇の初り

六日出らず

慶應三丁卯年より江戸市中巡覇のまとり始る
金かしみまる人を「捨り金」と隱語すれと又「三日出らず」と
又とその子孫二ツハ指を開きて數ふ四人捨るのみまでおすれ
出らぬ隱語なりと生田氏の話し

天文の庚申塔

是天德寺に天文年号ある庚申塔ハ如此せしこそ此記
せしなるとは林氏にたゞく何れ行ひ且ハ再記すべし

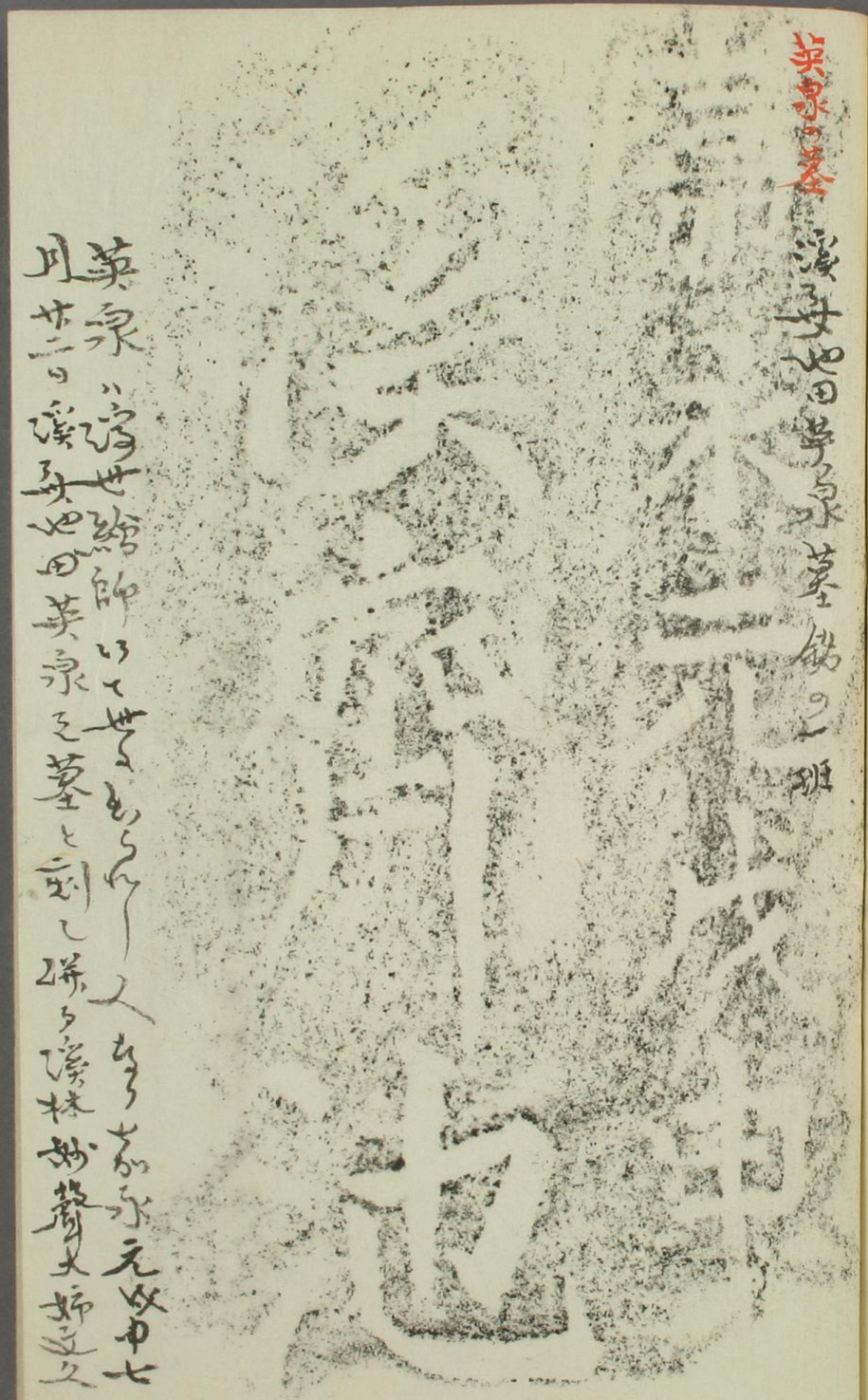

小松吉田の花は姉（ぬこ）せり刻体は路を花の如き
風情を有せりと光本の小松の門よりもすぐ関せず
頃はひくくして花なれば姉なりと又先年手先所の
光琳好のもの壹ゆるなれば東本願寺は向せり無水盤石は
元来相国寺の塔の礎石まで應仁前雷火のゆゑ災燒せ
しその礎石をつくばいとせしまで巾五尺塔の柱の心を
穴ありそれを以てしその周圍に箭形まで蓮花を刻
しありそれ分無蓮花を光琳意匠にしてありしを
思ふ無水盤と竿石なり石燈籠の二つ今に偽ふる面白
きものと活されたり（予茶事をもらすゆゑ箭の活しこれに
解するゝは弱さるゝをかりしかが大要を記しそこ）

英泉の墓

溪母也田英泉墓銘の一班

英泉は浮世繪師にて世をもらせし人なり嘉永元戊申七
月廿二日溪母也田英泉之墓と刻し併ら溪林妙聲大姉迄久

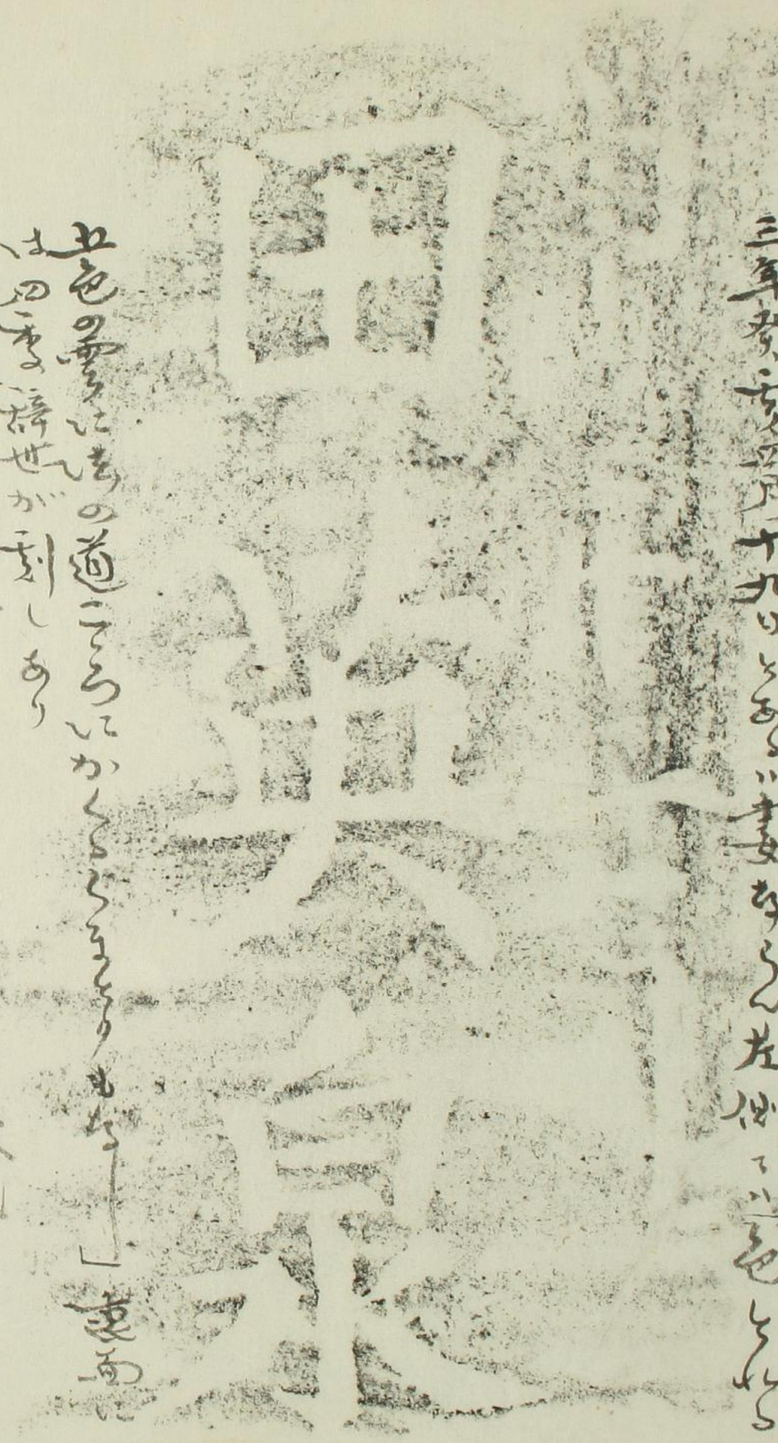

三年癸亥四月十九日とあるは妻ならん左側には「色とれる
五色の雲に遠の道ここらにかくらくまとりもなし」裏面に
は四季の辞世が刻しあり
春　かゝる雁はなを見すて名殘哉

夏　蚊屋にしに寄世の月を見果てけり
秋　世の業も秋をかなりや氣草臥
冬　石塔の下やこしの冬こもり

かく四季の辞世刻しあり英泉此等をよみ集めて四季何れの時死すも辞世をせんと思ひたりしならんが夏季に死世
如蚊屋にしの句を刻せば宜敷のりは四つあるまゝに
碑刻し居するより辞世の句としてから意味が薄くなれり
今此墓以前村弱春花を為せり四谷弱卵（青を卵と落ち呼ぶ）横丁にあり
しなり

かく
禰人とぶらはば

寛文板子孫鑑に世中に禰人男だてとふ異名あり
業の一本に今時の所人かく人なと申さ
續五元集に　鱗すらひ加濁す日かけ

万歳節の異説

琴爪の手ろ

婦人出家露夕辺

萬歳人なる言葉後のごろつきの如きものか 万歳節にて居
三河万歳が万歳節を歌ひ歩き四日市まで万歳節を云ふ
と云はれ居るもあるが三河の萬歳の話で万歳と云ふ
は四日市まで其者を連れ行き中途で万歳を教
へ(箱根に近い所と箱根を越すと教へず)と云ふて話せり
琴を製造する職人の話に荒木より始まるに四五十銭位
し廿円壹つの三の十日両と云ふ者がある其の儘にて
廿円壹つの三の廿日両を要すると
ら四元料の末にて五円位より三千円に至ると云ふ

毛人朝臣金版考

毛人朝臣金版考

叡山ノ西ノ下ニ高野村ト云フアリ其東ノ山(村人宮山ト云フ)ノ上ニ於テ慶長 一 述(原本廿字消シテアリ 井石記)
十八癸丑年十一月ニ石槨ノ發掘シソノ内ニ金版一枚アリ(左ニ図ス)
今ソノ山ニ行テ観ニ石槨ナリ土石ニ埋レリ横ノ起ル(ヘシ)
元禄壬申秋ソノ金版ヲ其槨中ニ復納ス四十世
天武天王ノ白鳳六丁丑年ヨリ慶長十八癸丑年マテ
八百八十七年ナリ寶暦六丙子年マテ千八十年ナリ百九世後
水尾天王慶長十八癸丑年ヨリ寶暦六丙子年マテ百四十
四年ナリ復納ヨリ寶暦六丙子年マテ六十五年ナリ

版陽

飛鳥浄御原宮治天下天皇 御朝任大弁官兼刑部大卿位大錦上

銅版ナリ

長二寸八分 濶二寸 厚一分

小野毛人朝臣

營造歳次丁丑年十二月上旬即葬

石槨　長八丈九寸　横四丈　深四丈

八瀬大原ノ行路ヨリ石槨マテ百七十二間

村人石ノカラト　ト云ナラハセリ

○飛鳥淨御原宮ハ四十世天武天王ナリコノ天王飛鳥淨御原宮ニ即位シ玉ヘリ　○大政官ハ大臣納言參議ヲ初トシテ中務省式部省治部省民部省兵部省刑部省宮内省大藏省ノ八總官ナラヒニ諸國ヲ統ル大總官ナリ天下ノ事ミナコノ官ニ裁セリ　○兼ハ大政官ノ外ニ刑部省ノ大卿ヲ兼ルナリ　○刑部大卿ハ八總官ノ一ツニテ刑罰獄訟ヲ主ル總官ナリ刑部官ヲ四色ニ分卿ヲ長官トシ其次ヲ輔トシ又其次ヲ錄トスレハ大卿ハ刑部省ノ頭ナリ　○位大錦上ハ三十七世孝德天王ノ大化三年ニ大織小織大繡小繡大紫小紫大錦小錦大青小青大黑小黑ノ七色ノ十三階ノ冠位ヲ制シ玉フ又三十九世天智天王ノ三年ニ大織小織大縫小縫大紫小紫ノ六階ニ大錦上大錦中大錦下小錦上小錦中小錦下大山上大山中大山下小山上小山中小山下大乙上大乙中大乙下小乙上小乙中小乙下大建小建ノ二十階ヲ加エ二十六階トナシ玉ヘリコレニヨレハ大錦上ハ

二十六階ニ於テ七階ノ位ナリ官位ノ下時世ニヨリ異ナリ
トイヘ氏毛人ノ官位右ニ從テ知ヘシ○任ハ任官ナリ
字書ニ任ハ保也トアリ其位ヲ保コヽロナリ右スヘテ日本
紀職原鈔ナト考ヘシ○小野毛人朝臣ハ天武天王ノ
世ノ人ナリ三十四世推古天王ノ世ノ妹子ノ孫ナリ毛人ノ
子ヲ毛野ト云トイヘリ日本紀ニ推古天王十五年秋
七月戊申朔庚戌大禮ノ小野臣妹子遣於大唐
十二年夏四月小野臣妹子至自大唐唐國號妹子臣曰
蘇因高即大唐使人裴世清下客十二人從妹子臣
至於筑紫トアリ金版ノ事實ハ平安ノ伊藤長胤ノ
遺簪錄ニモ詳ナリ

寶曆六丙子年八月四日高野村宝幢寺ニ至リ主人ヘ見
手人快諾ハジメテ精其事ヲ承親其形ヲ拜シテ
喜ヒ其畧ヲ記ス
古人ハ葬ニ誌石ト云モノアリ是ハ世カハリ時ヲツリ家ノ形モ
ナクナリ又ハ市町城郭トナリ也井ナトニ發覆シトキ此石
イヅレバ其時ノ人コノ石ニ雕附タルヲ見テ死者ノ姓名ヲ
云ヲ觀テ忽ニセサルタメナリ實ニ古人ノ用心ヿ窮ナキ
此筆ニテモ思ヤルヘシ金版モ同コヽロナレハ毛人朝臣ニ
於テ是邦ニモ慎終追遠ノ君子アルヿヲ知ル葬
ムル人葬ラルヽ人ニ感スルヿアリ夫詩ヲ取テ賦ス
何ソ其處也必有與也

何ッ其久也（キヤ）少有以（レハシモソテスルヤ）也

寶暦八丙子秋謹納高野村寶幢寺

右毛人ハ臣有版考何人の記せしか知れず一述にして墨塗しあり
小菊判四枚に記せしものを多分原本なるべし三村清三郎氏京師の
書肆細川より買求されしものなり大正元年四月廿八日氏より
借寫之日録中にかへ入れ
共古

共古目録 二十七

目百十

昭和五年六月初三